

福井県報

第 269 号
令和 5 年
10月 17日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

告示

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(三九九・障がい福祉課)……………一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(四〇〇～四〇二・同)……………二
 - 土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧(四〇三・農村振興課
)……………三
 - 保安林の指定施設業要件の変更の予定(四〇四・森づくり課)……………三
 - 道路の供用の開始(四〇五・道路保全課)……………四
 - 公有水面の埋立ての免許の出願(四〇六・港湾空港課)……………四
 - 公有水面の埋立ての承認の出願(四〇七・同)……………六
 - 道路の位置の指定(四〇八・丹南土木事務所)……………七
 - 道路の位置の指定(四〇九・嶺南振興局)……………七
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(DX
推進課)……………七
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(一
交通まちづくり課)……………九
 - 令和五年度福井県准看護師試験の実施(地域医療課)……………九
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(三件・県立病院)……………一一
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(警察本部会計課)……………一二
- 議会告示
- ※福井県議会議員の請負の状況の公表に関する規程(四・議会局)……………一二

告 示

福井県告示第399号

令和5年10月1日付けで、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条
第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規
則第61号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

| 診療科目 | 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 |
|--------|--------|-------------|---------------------|
| 1 小児科 | 前田 夢吉 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 2 泌尿器科 | 寺田 直樹 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 3 泌尿器科 | 多賀 峰克 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 4 泌尿器科 | 関 雅也 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 5 泌尿器科 | 稲村 聡 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 6 泌尿器科 | 堤内 真実 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 7 泌尿器科 | 小林 久人 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 8 内科 | 福島 佐知子 | 福井大学医学部附属病院 | 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 9 小児科 | 宮永 光次 | 市立敦賀病院 | 敦賀市三島町1丁目6-60 |

福井県告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治
薬局

| 担当する自立支援医療の種類 | 名称 | 所在地 | 開設者の氏名または名称 | 開設者住所 | 開設者住所 | 指定日 |
|---------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------------------|-----------|
| 更生医療 育成医療 | リフレ調剤薬局 大味店 | 坂井市坂井町大味29-1 | 株式会社リフレ | 代表取締役 久保 茂美 | 坂井市春江町東太郎丸23-1-8 | 令和5年10月1日 |

福井県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治
訪問看護ステーション

| 担当する自立支援医療の種類 | 名称 | 所在地 | 開設者の氏名または名称 | 開設者住所 | 開設者住所 | 指定日 |
|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-----------|
| 育成医療 更生医療 | さばえ在宅看護センター | 鯖江市中野町48-27-1 | cococit株式会社 | 代表取締役 西澤 佳子 | 鯖江市中野町48-27-1 | 令和5年10月1日 |

福井県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

| 担当する自立支援医療の種類 | 名称 | 所在地 | 開設者氏名または名称 | 開設者住所 | 開設者住所 | 指定日 |
|---------------|--------------|--------------------------|--------------|------------|---------------|-----------|
| 精神通院医療 | 訪問看護中央ステーション | 福井市手寄1丁目7番23号 駅東さくらビル | 株式会社福井メディックス | 代表取締役 林 好孝 | 福井市下六条町217番地1 | 令和5年10月1日 |

福井県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、武生坂口土地改良区 中津原地区（全工区）の換地計画を適当と決定したので、同法第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和5年10月17日から
令和5年11月15日まで
- 縦覧に供する場所
越前市役所環境農林部農林整備課

福井県告示第404号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝山市北谷町谷117字子ミ池3の1、3の2、3の4(国有林)、3の5、6、10、120字矢田嵐山4、5、6の1、6の2、6の5から6の8まで、122字大滝1の1、1の2、123字横壁1の1、1の2、1の6、124字上見谷1の1、1の2、127字和賀1、2の1、2の2、3の1、4の1、4の2、5の3、6の1から6の3まで、6の6、132字峠ヶ谷5の1、5の2、154字奥河内ノ二1の1・1の2(以上2筆国有林)、155字奥河内ノ三1の1・1の2(以上2筆国有林)、156字大エラノ目1の1・1の2(以上2筆国有林)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第405号

主要地方道勝山丸岡線の下記区間において、歩道整備工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和5年10月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

| 道路種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--|----------------|
| 主要地方道 | 勝山丸岡線 | 勝山市荒土町新保21字 稗田1番7から 勝山市荒土町松ヶ崎2字 玉川25番まで | 令和5年 10月17日 |

福井県告示第406号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年10月17日

敦賀港港湾管理者の長

福井県知事 杉本 達治

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

福井市大手3丁目17番1号

福井県

福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 杉本 達治

2 埋立区域

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町50番および55番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点から⑧の地点までを順次に結ぶ平成21年12月28日付け福井県告示第70号および第71号により竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +0.29メートル)により決定)、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成20年10月3日付け福井県告示第566号により竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +0.29メートル)により決定)、⑨の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ令和5年3月28日付け福井県告示第132号により竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +0.40メートル)により決定) および①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台(北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒(以下「基点」という。))から66度04分28秒
1, 030.00メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から90度29分56秒 6.67メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から180度00分00秒 30.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から90度00分00秒 255.68メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から180度00分00秒 220.94メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から237度36分54秒 3.61メートルの地点

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町50番および55番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㉗の地点と㉘の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- ㉗の地点 ㉖の地点から239度48分17秒 10.00メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から241度59分42秒 10.00メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から244度11分46秒 10.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から246度28分46秒 10.00メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から248度34分27秒 10.00メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から251度00分25秒 10.00メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から251度49分46秒 10.07メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から255度11分17秒 10.07メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から257度22分47秒 10.07メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から260度43分49秒 10.07メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から267度04分47秒 4.16メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から0度35分28秒 7.68メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から0度00分00秒 34.64メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から2度15分30秒 1.07メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から0度00分00秒 160.00メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から270度00分00秒 12.76メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から180度00分00秒 3.03メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から270度00分00秒 149.23メートルの地点

(3) 面積

33,920.93平方メートル

- ㉗の地点 基点から70度46分21秒 988.07の地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から0度00分00秒 92.32メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から90度00分00秒 20.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から180度00分00秒 25.00メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から90度00分00秒 250.88メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から0度00分00秒 32.20メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から90度00分00秒 98.93メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から180度00分00秒 178.93メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から227度10分53秒 92.40メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から180度00分00秒 7.48メートルの地点

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D. L. +2.53メートル～+2.90メートル

(2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類および構造

種類 護岸
 構造 (基礎工) 雑石、被覆捨石
 (上部工) コンクリート
 <天端高>D. L. +2.53メートル～+2.90メートル

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手 免許の日より1年以内
 竣工 着手の日より4年以内

7 出願の日

令和5年10月3日

8 縦覧に供する場所

福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

(3) 面積

59,918.23平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

- ㉗の地点 ㉖の地点から243度06分16秒 12.43メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から235度10分52秒 10.00メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から234度42分28秒 10.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から239度48分17秒 10.00メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から241度59分42秒 10.00メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から244度11分46秒 10.00メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から246度28分46秒 10.00メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から248度34分27秒 10.00メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から251度00分25秒 10.00メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から251度49分46秒 10.07メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から255度11分17秒 10.07メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から260度43分49秒 10.07メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から267度04分47秒 4.16メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から270度00分00秒 5.05メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から0度00分00秒 192.66メートルの地点

福井県告示第407号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面埋立ての承認の出願があったので、同条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年10月17日

敦賀港港湾管理者の長

福井県知事 杉本 達治

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局長 遠藤仁彦

2 埋立区域

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町50番および52番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㉠の地点と㉡の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台（北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒（以下「基点」という。））から66度05分03秒

1.029.31メートルの地点

②の地点 ①の地点から0度00分00秒 7.10メートルの地点

③の地点 ②の地点から89度58分32秒 28.22メートルの地点

④の地点 ③の地点から0度00分00秒 1.30メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から90度00分00秒 228.30メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から180度00分00秒 16.91メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から90度00分00秒 5.88メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から180度00分00秒 21.48メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から270度00分00秒 255.88メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒 30.00メートルの地点

(3) 面積

9.744.30平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町50番および52番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㉢の地点と㉣の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㉢の地点 基点から69度01分44秒 998.29メートルの地点

㉣の地点 ㉢の地点から0度00分00秒 260.00メートルの地点

㉤の地点 ㉣の地点から90度00分00秒 370.10メートルの地点

㉥の地点 ㉤の地点から180度00分00秒 260.00メートルの地点

(3) 面積

96.226.26平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D. L. + 2.52メートル～+2.90メートル

(2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類および構造

名称 耐震岸壁（-9メートル）（取付舎）

種類 岸壁

構造 (基礎工) 地盤改良（深層混合処理工法）、捨石

(本体工) 直立消波ケーソン

(上部工) コンクリート

<天端高>D. L. + 2.40メートル

名称 護岸①

種類 護岸

構造 (基礎工) 地盤改良（深層混合処理工法）、捨石

(本体工) ケーソン

(上部工) コンクリート

<天端高>D. L. + 2.40メートル～+2.74メートル

名称 護岸②

種類 護岸

構造 (本体工) 捨石

(上部工) コンクリート

<天端高>D. L. + 3.50メートル

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

3年10月

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- 調達をする業務の名称および数量
クラウド型グループウェアサービスのライセンス提供業務 一式
- 業務の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。
- 契約期間
令和5年12月8日から令和11年3月31日まで
- 履行場所
入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

7 出願の日

令和5年10月3日

8 縦覧に供する場所

福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

福井県告示第408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月17日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
丹生郡越前町江波89-1-3
タケウチ住建株式会社
代表取締役 竹内 孝明

2 道路位置の指定表示

| 道路の指定を受けた位置 (単位:メートル) | 幅員 (単位:メートル) | 延長 (単位:メートル) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 越前市北府三丁目1字西 土井田9番10 | 6.00 | 111.41 |

福井県告示第409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月17日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県福井市大町第10号2番地2-1F-東
株式会社 ESTATE ITSURKI
代表取締役 縫田 隆

2 道路位置の指定表示

| 道路の指定を受けた位置 (単位:メートル) | 幅員 (単位:メートル) | 延長 (単位:メートル) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 敦賀市市野々町二丁目1 65番9 | 6.00 | 49.99 |

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年10月17日（火）9時00分から令和5年11月8日（水）17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法
4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間
令和5年11月27日（月）9時00分から令和5年11月28日（火）16時00分まで

(3) 開札日時

令和5年11月29日（水）10時00分

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第 151 条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required
Cloud-based groupware Service license provision business

(2) Date, time of Bidding

9:00A.M. 27th November 2023 - 4:00P.M. 28th November 2023

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st March 2029

(4) The place for delivery and Contract for notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8580 Japan.
TEL 0776-20-0270

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 82 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 5 年 10 月 17 日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井城址石垣ライトアップ整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課

3 福井県福井市大手 3 丁目 17-1

4 随意契約の相手方を決定した日
令和 5 年 9 月 25 日

5 随意契約の相手方の氏名および住所
株式会社ライト・スタツフ

6 福井県福井市照手 3 丁目 8-15

7 随意契約に係る契約金額
76,494,000 円

8 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーサルによる随意契約

9 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため。

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定に基づき、令和 5 年度福井県准看護師試験（以下「試験」という。）を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 19 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 17 日

福井県知事 杉本 達治

1 試験期日

令和 6 年 2 月 14 日 (水)

午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験場所

福井県国際交流会館 第 1・2 会議室

福井市宝永 3 丁目 1-1

3 試験科目

人体の仕組みと働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

4 受験資格

福井県内に住所を有する者、または福井県内養成所を卒業もしくは卒業見込みの者で、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者でなければ受験することができない。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 外国の看護師学校を卒業し、または外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められた者
 - (7) 外国の看護師学校を卒業し、または外国において看護師免許を得た者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められた者この場合において、福井県准看護師試験受験資格認定の手続および審査方法については、別に定めるところによる。
- ※県外居住者の受験については、福井県内の養成所を卒業または卒業見込みの者、もしくは資格取得後速やかに福井県内に就職する者のみとする。
- 5 受験手続

受験手続は、受験願書に次に掲げる書類等を添えて、次のように提出すること。

 - (1) 提出先
 - ① 県内に住所を有する者は、当該住所を所管する健康福祉センターまたは福井市保健所
 - ② 県内の学校・養成所に在学する者は、学校・養成所を所管する健康福祉センターまたは福井市保健所
 - ③ 上記以外の者は福井県健康福祉部健康医療局地域医療課

なお、受験願書等は、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課において交付する。
 - (2) 提出書類
 - ① 受験資格を有する旨を証明する書類（4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、学校の修業証明書・修業見込証明書または准看護師養成所・看護師養成所の卒業証明書・卒業見込証明書、4の(6)または(7)に該当する者はこれらに該当する旨を証明する書類）1通

なお、修業見込証明書または卒業見込証明書を提出した者については、卒業後速やかに修業証明書または卒業証明書を提出すること。
 - ② 写真（出願前6か月以内に脱帽の上半身像を正面から撮影した写真で、大きさが縦6センチメートルおよび横4センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日および氏名を記載すること。）1枚を写真台紙（受験願書）に貼り付け、撮影年月日、氏名および卒業養成所名を記載すること。
 - 6 試験手数料

試験手数料6,900円分を下記いずれかの方法で納付すること。

 - ・福井県収入証紙による納付
 - ・福井県証紙（消印しないこと）を受験願書に貼り付けること。
 - ・コンビニエンスストアまたはクレジットカードによる納付

納付申込完了後に表示される申込番号を受験願書の収入印紙貼付欄に記入すること。

※コンビニエンスストアまたはクレジットカードによる納付は、福井県ホームページの下記アドレスから行うこと。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryuu/tesuuryo.html>
 - 7 受験願書の提出期間

令和6年1月4日（木）から同年1月10日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、受験願書を郵送する場合は必ず書留郵便で行い、令和6年1月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - 8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付する。
 - 9 合格者の発表

合格者の発表は、令和6年3月12日（火）午前10時にその受験番号を福井県庁1階の掲示板に掲示するとともに福井県健康福祉部健康医療局地域医療課のホームページで公開する。電話等による問合せには応じない。
 - 10 合格証書の交付

試験合格者には、合格証書を交付する。

ただし、学校、准看護師養成所または看護師養成所を令和6年3月までに卒業する見込みの者で、修業証明書または卒業証明書に代えて修業見込証明書または卒業見込証明書を提出した者については、同年3月29日（金）午後5時までに修業証明書または卒業証明書を提出した場合に限り、合格証書を交付する。

1.1 試験結果の開示

この試験の結果については、福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）の規定に基づき、書面で開示を請求することができるほか、次の手続により口頭で開示を請求することもできる。

(1) 開示の内容および請求手続

- ① 口頭で開示を請求できる者
令和5年度准看護師試験受験者本人（代理人は不可）

② 開示内容

個人の総合得点

③ 開示期間

合格発表日から1か月間

④ 開示場所および時間

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（福井県庁3階）

午前8時30分から午後5時15分まで（合格発表日は午前10時から午後5時15分まで）ただし、土曜日、日曜日および祝日は受け付けない。

⑤ 持参物

受験票または本人が確認できるもの

1.2 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0345）または各健康福祉センター、福井市保健所宛てに行う。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量

白内障手術支援システム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

- 3 落札者を決定した日

令和5年9月14日

- 4 落札者の名称および住所

雷木医療器株式会社福井支店

福井県福井市新保3丁目2302番地

- 5 落札金額

30,800,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和5年8月1日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量

セントラルモニタおよびベッドサイドモニタ 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

- 3 落札者を決定した日

令和5年9月14日

- 4 落札者の名称および住所

株式会社ミクス

福井県福井市問屋町4丁目901番地

- 5 落札金額

82,940,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和5年8月1日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

福井県立病院院長 吉川 淳

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
重油（JIS規格1種1号）
1. 600キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月22日
- 4 落札者の名称および住所
A O I エネルギーマンソリューション株式会社
福井市二の宮4丁目44-1
- 5 落札金額
1リットル当たり93円90銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年8月8日

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。
- 令和5年10月17日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る物品の名称
福井県警察の端末装置等
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 落札者を決定した日
令和5年8月24日
 - 4 落札者の名称および住所
三谷商事株式会社
福井県福井市豊島1丁目3-1
 - 5 落札金額
69,080,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年7月11日

議 会 報 告

福井県議会告示第4号

福井県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和5年10月17日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県議会議員（以下「議員」という。）が福井県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における福井県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 請負の対象とする役務、物件等
 - イ 契約締結日
 - ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
 - エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額
 - (2) 前号エに掲げる総額の合計額
- 2 前項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行われなければならない。
- 3 議員は、第1項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

4 前項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の作成および公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第3項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削つた部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告等の保存）

第4条 第2条第1項の規定による報告および同条第3項の規定による訂正（以下「報告等」という。）は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（報告等の閲覧）

第5条 何人も、議長に対し、前条の規定により保存されている報告等の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求することができる。

2 閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する議事堂内の場所において、福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時までの間にすることができる。

3 閲覧に係る報告等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告等は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付）

第6条 何人も、議長に対し第4条の規定により保存されている報告等の写しの交付を請求することができる。

2 前項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成および送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第7条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第5条第2項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、県の休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始

日とみなす。

（委任）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、令和5年10月17日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度に係る請負から適用する。

様式第 1号 (第 2 条第 2 項関係)

年 月 日

福井県議会議長 様

福井県議会議員 _____

請負状況等報告書

| 契約締結日 | 対象とする役務、物件等 | 契約金額 (円) (単価契約である場合はその旨) | 昨年度 (会計年度) に支払を受けた額 (円) |
|-------|-------------|-----------------------------|-------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|----------|---|
| 支払を受けた総額 | 円 |
|----------|---|

(注) 契約金額および支払を受けた額は、消費税および地方消費税込みの額を記入

様式第 2号 (第 2 条第 4 項関係)

年 月 日

福井県議会議長 様

福井県議会議員 _____

訂正届

福井県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

- 1 訂正箇所
- 2 訂正の理由

様式第3号 (第6条第2項関係)

年 月 日

福井県議会議長 様

氏名 _____
住所または居所
〒 _____

〒 _____ (_____) _____

複写申込書

福井県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第6条第1項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

| 写しの交付を求める報告または訂正 | 写しの交付を求める範囲 |
|------------------|-------------|
| | |
| | |
| | |

令和五年十月十七日発

行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県